



平成19年4月23日

各 位

会 社 名 株式会社 ニ ト リ
代 表 者 代表取締役社長 似鳥 昭雄
(コード番号 9843 東証第1部・札証)
問 合 せ 先 常務取締役
社長室長 池田 匡紀
(TEL) 03-6741-1203

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年4月23日開催の取締役会において、平成19年5月17日開催予定の第35回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の海外事業展開に対応するため、事業目的の一部を追加するものです。(変更案第2条)
- (2) 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることができるとされています(会社法第278条第3項本文)が、当社は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うことが望ましいと考え、
 - ① 株主総会決議により新株予約権無償割当て決議を行う
 - ② 株主総会で一定の条件を定め、かつ当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくのいずれかの方法によるものとしたたく、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てについて、上記①および②の方法によることが可能となるように、根拠規定として新設するものです。(変更案第11条)
また、この新設に伴い必要条数の繰り下げを併せて行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p>[目 的]</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家具の製造及び販売 2. 家庭電気製品の販売 3. インテリア製品の販売及び取付工事一式 4. ～8. (省 略) 9. 家具製造の技術指導 10. ～20. (省 略) <p>(新 設)</p>	<p>[目 的]</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家具の製造、<u>販売及び輸出</u> 2. 家庭電気製品の販売<u>及び輸出</u> 3. インテリア製品の販売、<u>取付工事一式及び輸出</u> 4. ～8. (現行どおり) 9. <u>家具及びインテリア製品製造の技術指導</u> 10. ～20. (現行どおり) <p>[<u>新株予約権無償割当ての決定機関</u>]</p> <p>第11条 <u>新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議で定めるほか、株主総会または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u></p>

以 上